本店又は主たる事業所の事業主）は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に年金機能強化法附則第十七条第一項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　事業所（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　特定適用事業所となった年月日

三　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

（特定適用事業所の不該当の申出）

第二十三条の三　年金機能強化法附則第四十六条第二項ただし書の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の特定適用事業所（年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所をいう。）であるときは、当該申出書にその旨を付記しなければならない。

一　事業所（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　特定適用事業所に該当しなくなった年月日

三　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第四十六条第二項ただし書の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める賃金に相当するもの）

第二十三条の四　法第三条第一項第九号ハの最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　臨時に支払われる賃金

二　一月を超える期間ごとに支払われる賃金

三　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

四　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

五　午後十時から午前五時まで（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分

六　最低賃金において算入しないことを定める賃金（最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。）

（法第三条第一項第九号ハの額）

第二十三条の五　法第三条第一項第九号ハの額は、次に掲げるものとする。

一　月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬（法第三条第一項第九号ハに規定する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二　日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三　前二号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四　前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によって算定した額の合算額

（法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者）

第二十三条の六　法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校に在学する生徒

二　学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校に在学する生徒

三　学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

四　学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

五　学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学に在学する学生

六　学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校に在学する学生

七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒

八　前号に規定する専修学校に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次に掲げる者とする。

一　学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程又は通信制の課程に在学する者

二　学校教育法第八十二条において準用する同法第八十四条に規定する通信による教育を受ける者

三　学校教育法第八十六条に規定する夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部に在学する者

四　学校教育法第百一条に規定する夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科に在学する者

五　学校教育法第百八条第六項に規定する夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科に在学する者

六　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科に在学する者又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に在学する者

七　前項第八号の専修学校に準ずる教育施設における夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に在学する者

3　第一項第八号の「専修学校に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。

一　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程に限る。）

二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項に規定する学校及び養成施設

四　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設

五　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設

六　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所並びに同法第二十二条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する准看護師養成所